

# 教 育 公 報

## 三重県教育委員会

### 目 次

訓 令	○ 三重県教育委員会事務局における会計年度任用職員の任用、勤務条件及び身分取扱いに関する規程の一部を改正する訓令	教 職 員 課	1頁
	○ 公立学校における会計年度任用職員の任用、勤務条件及び身分取扱いに関する規程の一部を改正する訓令	教 職 員 課	2頁
公 告	○ 台風時等における児童生徒の登下校の指導及び授業実施についての一部改正	教 育 総 務 課	3頁
	○ 令和8年度教科書展示会の開催	小 中 学 校 教 育 課	4頁
人事異動	○ 三重県社会教育委員の委嘱について	社 会 教 育 ・ 文 化 財 保 護 課	5頁
お知らせ	○ 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	教 職 員 課	5頁

### 訓 令

#### 教委訓第7号

局 中 一 般  
教 育 関 係 機 関

三重県教育委員会事務局における会計年度任用職員の任用、勤務条件及び身分取扱いに関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年5月29日

三重県教育委員会教育長 長 崎 禎 和

三重県教育委員会事務局における会計年度任用職員の任用、勤務条件及び身分取扱いに関する規程の一部を改正する訓令

三重県教育委員会事務局における会計年度任用職員の任用、勤務条件及び身分取扱いに関する規程（令和元年教委訓第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表第6（第11条関係）			別表第6（第11条関係）		
区分	事由	期間	区分	事由	期間
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
官公署出頭	(略)	(略)	官公署出頭	(略)	(略)
犯罪被害職員等支援	会計年度任用職員（教育長が別に定める者に限る。）又は配偶者その他教育長が定める者（以下「配偶者等」という。）が刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第316条の33第1項各号に掲げる罪に係る行為による被害（以下「犯罪被害」という。）を受	必要と認められる期間（ロの場合にあっては一の犯罪被害について5日、ハの場合にあっては一の犯罪被害について5日（看護を要する配偶者等が2人以上の場合にあっては10日）			

けたことにより、会計年度任用職員が次のいずれかに該当することとなった場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	(勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、教育長が別に定める期間)の範囲内の期間)			
イ 犯罪捜査への協力、刑事訴訟手続、犯罪被害を受けた者の支援に係る制度の利用その他教育長が定める行為を行うとき				
ロ 心身の故障により勤務が著しく困難であるとき				
ハ 犯罪被害を受けた配偶者等の傷病等に伴う入院の付添い等を行うとき				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この訓令は、令和8年6月1日から施行する。

教委訓令第8号

教育関係機関

公立学校における会計年度任用職員の任用、勤務条件及び身分取扱いに関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年5月29日

三重県教育委員会教育長 長 崎 禎 和

公立学校における会計年度任用職員の任用、勤務条件及び身分取扱いに関する規程の一部を改正する訓令  
公立学校における会計年度任用職員の任用、勤務条件及び身分取扱いに関する規程（令和元年教委訓令第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表第4（第11条関係）			別表第4（第11条関係）		
区分	事由	期間	区分	事由	期間
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
官公署出頭	(略)	(略)	官公署出頭	(略)	(略)
犯罪被害職員等支援	会計年度任用職員（教育長が別に定める者に限る。）又は配偶者その他教育長が定める者（以下「配偶者等」という。）が刑事訴訟法（昭和23年法律第31号）第316条の33第1項各号に掲げる罪に係る行為による被害（以下「犯罪被害」という。）を受けたことにより、会計年	必要と認められる期間（ロの場合にあっては一の犯罪被害について5日、ハの場合にあっては一の犯罪被害について5日（看護を要する配偶者等が2人以上の場合にあっては10日）（勤務日ごとの勤務			

	<p>度任用職員が次のいずれかに該当することとなつた場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合</p> <p>イ 犯罪捜査への協力、刑事訴訟手続、犯罪被害を受けた者の支援に係る制度の利用その他教育長が定める行為を行うとき</p> <p>ロ 心身の故障により勤務が著しく困難であるとき</p> <p>ハ 犯罪被害を受けた配偶者等の傷病等に伴う入院の付添い等を行うとき</p>	<p>時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、教育長が別に定める時間)の範囲内の期間)</p>				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この訓令は、令和8年6月1日から施行する。

公 告

台風時等における児童生徒の登下校の指導及び授業実施について（昭和41年9月7日教育委員会公告）の一部を次のように改正する。

令和8年5月29日

三重県教育委員会

2の(2)中「処置をとる」を「措置を講ずる」に改める。

3の規定中「処置」を「措置」に改める。

4の規定を次のように改める。

4 特別警報及び危険警報が発表された場合

(1) 次のものについては、前記1及び2のとおり対応するものとする。

- ・レベル5大雨特別警報
- ・暴風特別警報
- ・暴風雪特別警報
- ・大雪特別警報
- ・レベル4大雨危険警報

(2) 次のものについては、前記3により対応するものとする。

- ・レベル5氾濫特別警報
- ・レベル5土砂災害特別警報
- ・レベル5高潮特別警報
- ・波浪特別警報
- ・レベル4氾濫危険警報
- ・レベル4土砂災害危険警報
- ・レベル4高潮危険警報

5の規定中「処置」を「措置」に改める。

教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年7月10日法律第132号）第5条の規定に基づき、令和8年度教科書展示会を次のとおり開催します。

令和8年5月29日

三重県教育委員会

会場	場所	開催場所責任者 職・名前	展示期間 及び展示時間帯	所在地
○ 桑名市	桑名市立中央図書館 くわなメディアライヴ	桑名市教育研究所 所長 難波 慶子	6月18日（木）～7月7日（火） ※水曜日を除く 9:00～21:00	〒511-0068 桑名市中央町 3丁目79番地
四日市市	四日市市総合会館 6階 図書室	四日市市教育委員会 教育推進課参事兼課長 佐藤 顕一	6月9日（火）～6月22日（月） 9:00～17:00（平日） 9:00～15:00（土・日曜日）	〒510-0085 四日市市諏訪町 2番2号
鈴鹿市	鈴鹿市役所2階 南側待合	鈴鹿市教育委員会 教育指導課長 飯尾 征博	6月11日（木）～7月1日（水） 9:00～17:00 ※土・日曜日を除く ※6月11日（木）は13:00～17:00 ※7月1日（水）は9:00～12:00	〒513-8701 鈴鹿市神戸1丁目 18番18号
○ 亀山市	亀山市立図書館	亀山市教育委員会 教育推進課長 谷 伸	6月27日（土）～7月12日（日） 9:00～20:00 ※火曜日、第4金曜日を除く	〒519-0155 亀山市御幸町 318番地1
● 三重県	三重県総合教育センター	三重県教育委員会 小中学校教育課長 藤代 登臣	6月12日（金）～7月1日（水） 9:00～17:00 ※土・日曜日を除く	〒514-0007 津市大谷町12番地
○ 津市	津市教育委員会 庁舎3階 会議室3	津市立教育研究所 所長 天田 章子	6月12日（金）～7月1日（水） 9:00～16:00 ※土・日曜日を除く	〒514-0035 津市西丸之内 37番8号
○ 松阪市	松阪市松阪図書館	松阪市教育委員会 学校支援課長 脇葉 敦	6月3日（水）～6月18日（木） 9:00～19:00 ※休館日を除く	〒515-0818 松阪市川井町 772番地10
伊勢市	伊勢市生涯学習センター いせトピア 3階ロビー	伊勢市教育委員会 学校教育課長 井村 直樹	6月12日（金）～6月26日（金） 9:00～21:00 ※15日（月）を除く	〒516-8520 伊勢市黒瀬町 562番地12
○ 志摩市	志摩市総合教育センター	志摩市総合教育センター センター長 岩城 一博	6月12日（金）～7月1日（水） 9:00～17:00 ※土・日曜日を除く	〒517-0603 志摩市大王町波切 1985番地4
伊賀市	伊賀市教育研究センター	伊賀市教育研究センター 所長 福岡 香穂	6月12日（金）～7月1日（水） 9:00～17:30 ※土・日曜日を除く	〒518-0814 伊賀市 上友生785番地
○ 紀北町	紀北教育会館	紀北教育研究所 所長 松島 功城	6月15日（月）～7月2日（木） 9:00～17:00 ※土・日曜日を除く	〒519-3406 北牟婁郡紀北町 相賀379-1
熊野市	熊野市文化交流 センター	熊野市教育委員会 学校教育課長 浦坪 卓也	6月12日（金）～6月27日（土） 9:00～17:00 ※月曜日を除く	〒519-4324 熊野市井戸町 643-2

注・●印の会場には、小学校用・中学校用・高等学校用教科書見本及び一般図書（特別支援学級及び特別支援学校の小中学部の児童生徒が使用する学校教育法附則第9条に規定する教科用図書）見本を展示します。

- ・○印の会場には、小学校用・中学校用教科書見本を展示します。
- ・印のない会場には、小学校用・中学校用・高等学校用教科書見本を展示します。

## 人 事 異 動

社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条及び三重県社会教育委員設置に関する条例（昭和24年三重県条例第37号）第3条の規定により、次のとおり三重県社会教育委員を委嘱します。

令和8年5月29日

三重県教育委員会

委嘱（辞令年月日：令和8年6月1日）

奥 村 隆 志  
鈴 木 智恵子  
堺 知 美  
畑 和 伸  
志 治 優 美  
園 部 友里恵  
池 山 敦

## お 知 ら せ

令和8年3月29日付け三重県公報号外に、教育委員会関係規則が次のように掲載されました。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和八年五月二十九日

三重県人事委員会委員長 浅 尾 光 弘  
三重県教育委員会教育長 長 崎 禎 和

### 三重県人事委員会規則 三重県教育委員会規則 第六号

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年 三重県人事委員会規則 第四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(特別休暇)</p> <p>第十二条 条例第十五条の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>二の二 職員又は配偶者その他県委員会が人事委員会と協議して定める者（以下この号において「配偶者等」という。）が刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第三百十六条の三十三第一項各号に掲げる罪に係る行為による被害（以下この号において「犯罪被害」という。）を受けたことにより、職員が次のいずれかに該当することとなった場合で、勤務</p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第十二条 条例第十五条の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>一・二 (略)</p>

しないことがやむを得ないと認められる場合、その都度必要な期間（ロの場合にあつては一の犯罪被害について五日、ハの場合にあつては一の犯罪被害について五日（看護を要する配偶者等が二人以上の場合にあつては、十日）を限度とする。）

イ 犯罪捜査への協力、刑事訴訟手続、犯罪被害を受けた者の支援に係る制度の利用その他県委員会が人事委員会と協議して定める行為を行うとき。

ロ 心身の故障により勤務が著しく困難であるとき。

ハ 犯罪被害を受けた配偶者等の傷病等に伴う入院の付添い等を行うとき。

三〇三三四（略）

（休暇の単位及び計算）

第十五条（略）

2 前項の規定にかかわらず、年次有給休暇並びに第十二条第二号の二（イに掲げる場合を除く。）、第八号、第九号の二、第十一号、第十三号、第十四号、第十五号及び第十六号の休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に一時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。

3〇8（略）

附 則

この規則は、令和八年六月一日から施行する。

三〇三三四（略）

（休暇の単位及び計算）

第十五条（略）

2 前項の規定にかかわらず、年次有給休暇並びに第十二条第八号、第九号の二、第十一号、第十三号、第十四号、第十五号及び第十六号の休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に一時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。

3〇8（略）

発 行

津市広明町13番地

三重県教育委員会